議第３１号

三島市部設置条例の一部を改正する条例案

三島市部設置条例（昭和48年三島市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第１条中　「社会福祉部　⑴　社会福祉に関すること。　を　「社会福祉部　⑷　介護保険に関すること。　に

⑵　介護保険に関すること。」　社会福祉に関すること。　」

改める。

附　則

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

平成３１年２月２１日提出

三島市長　豊　岡　武　士